

# 転入や転出などの手続きに係る窓口の時間延長と臨時開設を行います

**時間延長** 3月31日(金)、4月3日(月)、4日(火) 午後5時15分～6時

**臨時開設** 4月1日(土) 午前9時～午後4時

転入や転出などが増加する時期に、次の手続きについて窓口の時間延長、臨時開設を行います。時間延長、臨時開設では対応できない手続きもありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

## ◆市民課 ☎51-6755

- ▷住民異動届の受け付け（転入・転出・転居）
- ▷戸籍届の受け付け（出生・死亡・婚姻など）
- ▷各種証明書の交付（住民票・戸籍謄（抄）本・年金現況証明など）
- ▷印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ▷国民年金の資格に関する手続き
- ▷マイナンバーカードの交付

## ◆国民健康保険課 ☎51-6750

- ▷住民異動に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度の手続き

## ◆こども支援課 ☎51-6717

- ▷児童手当の手続き
- ▷児童扶養手当の手続き
- ▷子ども医療費給付の手続き
- ▷ひとり親家庭等医療費給付の手続き
- ▷特別児童扶養手当の手続き
- ▷保育所などの入所手続き

**転出届はオンラインまたは郵送でも手続きできます。**

### ●オンラインでの手続き

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインで届け出ができます。詳しくはデジタル庁ホームページをご確認ください。

### ●郵送での手続き

詳しくは市ホームページをご確認ください。

※いずれも転出届の手続き後は、別途、転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

※代理人が手続きを行う場合、委任状などの提出を求められることがあります。

※手続きの内容により、後日改めてお越しいただく場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

ご協力を  
お願いします



## あなたの街の

# 法律相談

～第66回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「成年年齢の引き下げ」についてです。

問まちづくり支援課☎51-6777

**Q** 令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年に達すると、未成年のときと何が変わるのですか。

**A** 未成年のうちは、アパートを借りるときや携帯電話の契約をするなどの際に親の同意が必要でしたが、成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で契約をすることが

できるようになります。また、親権に服さなくなるため、住む場所や進学先、就職先について自分の意思で決めることができるようになります。

一方で、未成年者取消権（一旦した契約を、未成年を理由に後から取り消すこと）を行使することはできなくなり、契約に対して責任を負うことになります。安易に契約をすること無く、慎重な判断が必要です。親としても、子どもが18歳になった後も適切なアドバイスをするなど目配りをするのが望ましいでしょう。

**Q** 18歳になったら、喫煙や飲酒も可能になりますか。

**A** 成年年齢が18歳になっても、喫煙や飲酒などの年齢制限は変わらず20歳とされています。健康面への影響や青少年保護の観点から維持されました。

**Q** 5年前に離婚した際、子どもの養育費の支払時期について「成年に達するまで」と合意しました。子どもは令和4年4月に成年に達しましたが、高校3年生であり大学への進学も決まっています。5月から養育費の支払いがありません。

**A** 養育費の合意をした時点における成年年齢が20歳であった場合、「成年に達するまで」とは「20歳に達するまで」という合意であったと言えますから、元配偶者は、お子さんが20歳になるまで養育費の支払義務を負っています。また、大学生は経済的に自立した存在ではありませんから（未成熟子といえます）、進学する場合、20歳に達した後から大学卒業までの養育費支払いを新たに求めることも考えられます。

（文責 弁護士 花生 耕子）  
弁護士法人いずみ法律事務所  
☎58-6558